

新型コロナウイルス感染症に係る公欠の取り扱いについて

2022年7月25日更新 京都芸術デザイン専門学校

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、また以下に該当する場合には、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止（公欠）として取り扱います。ただし、1) 3) 6) 7) の事由は除き、対面授業時のみを対象とします。

※以下の事由に該当する事象が発生した場合は、速やかに所属のコース担任へ連絡してください。

※「公欠届」により欠席となった授業回数については、「出席」となるわけではありません。出席停止として記録し、出席回数分母から減じます。

※なお、新型コロナウイルス感染症に係る公欠が原因となって、出席回数が基準に満たない場合等は、補講や課題等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行いますので、所属のコース担任へ相談してください。

	事由	必要書類	手続き時期	登校停止（公欠）期間
1)	新型コロナウイルス感染症に 感染 した場合（検査で陽性となった場合）	不要	登校可能となった翌日まで。	保健所から指示された自宅療養期間（退院またはホテル等を退所した後の自宅療養期間を含む）後に、発熱等の風邪の症状がない場合。 対面授業、オンライン授業→公欠扱い
2)	保健所等から新型コロナウイルス感染症感染者の 濃厚接触者 に特定された場合	不要	登校可能となった翌日まで。	結果が陽性であった場合は 1) の通り。結果が陰性であった場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して5日間。なお、2日目及び3日目に薬事承認を受けた抗原定性検査キット※1（自費）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です。 ※1 薬事承認された医療用抗原定性検査キットの承認情報は、次の厚生労働省のHPから確認してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html 対面授業→公欠扱い、オンライン授業→通常扱い（出席）
3)	発熱 等の風邪の症状がある場合	医療機関を受診したことが分かるもの 例：医療費領収書 処方箋などの写 (画像も可)	登校可能となった翌日まで。	医師が新型コロナウイルス感染症ではないと診断した日まで。 PCR検査を受検した場合は、発熱等の主要症状が出た日から、陰性が判明した日まで。 対面授業、オンライン授業→公欠扱い
4-1)	海外からの再入国者（政府が定める自宅待機を要する者）	不要	自宅待機から登校可能となった翌日まで。	政府が定める自宅待機期間まで（再入国日の翌日から起算する）。 対面授業→公欠扱い、オンライン授業→通常扱い（出席）
4-2)	海外からの新規入国者（政府が定める自宅待機を要する者）	不要	自宅待機から登校可能となった翌日まで。	政府が定める自宅待機期間まで（再入国日の翌日から起算する）。 対面授業→公欠扱い、オンライン授業→通常扱い（出席）
5)	同居家族や同居者が、PCR検査を受検する場合、または、濃厚接触者に 特定 された場合	不要	登校可能となった翌日まで。	同居家族や同居者の体調が悪く、PCR検査等を受検することになった場合、もしくは濃厚接触者となった場合（学校や会社で感染者が出て、保健所から連絡があった場合）は、 <u>その者のPCR検査等の結果が出るまで自宅待機とする（公欠扱い）</u> 。結果が陰性であった場合は、翌日より登校可能。※濃厚接触者については、保健所からの特定があるケースのみ。 ただし、同居家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合や、地域の感染状況が拡大している場合などは、状況によって出席停止とする場合もあるため、所属のコース担任へ相談してください。 対面授業→公欠扱い、オンライン授業→通常扱い（出席）
6)	新型コロナワクチンを接種する日	接種済証明の画像	ワクチンを接種した翌日まで。	ワクチンを接種する日は、 <u>本人の希望により公欠を申請</u> することができる。 対面授業、オンライン授業→公欠扱い
7)	新型コロナワクチン接種後、それに起因すると思われる副反応がみられた時	接種済証明の画像	副反応が解消し、登校可能となった翌日まで。	発熱等の主要症状が出た場合は、解熱するまでは登校停止とし、発熱以外の副反応がみられる場合は、その症状が解消するまで、 <u>本人の希望により公欠を申請</u> することができる。 ＜主な副反応＞ 37.5℃以上の発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛、関節痛、悪寒、吐き気、下痢、等 対面授業、オンライン授業→公欠扱い